稲毛区支え合いのまち推進協議会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、稲毛区支え合いのまち推進計画（以下「推進計画」という。）を、地域住民が、自主性と主体性により積極的に実践するにあたり必要な環境づくりを推進するため設置する稲毛区支え合いのまち推進協議会(以下「推進協議会」という｡）に関し、必要な事項を定める。

（所掌事項）

第２条　推進協議会は、推進計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題やその解決策、また計画の見直しをはじめ、今後の取組み方策について意見交換するほか、次に掲げる事項を所掌する。

（１）推進計画に関する広報

（２）地域福祉の活動団体間の情報交換及び連絡調整

（３）推進計画の取組状況の把握

（４）行政機関や千葉市社会福祉協議会との連絡調整

（組織）

第３条　委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

（１）地域住民（ただし、第２号及び第３号に該当するものを除く。）

（２）地域福祉活動者

（３）社会福祉事業者

（４）その他稲毛保健福祉センター所長が認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、３年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の任期は前任者の残任期間とする。

２　委員の再任は妨げない。

（委員長及び副委員長）

第５条　推進協議会に委員長１名及び副委員長を２名置く。

２　委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

３　委員長は、会務を総理し、これを代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、　その職務を代理する。

（会議）

第６条　推進協議会は、委員長が招集し、議長となって議事を進める。

２　推進協議会は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第７条　推進協議会開催に係る庶務は、稲毛保健福祉センター高齢障害支援課で行う｡

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、稲毛保健福祉センター所長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１８年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年６月２７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。